

防災
対策

防災用品の備えは避難行動や 避難生活に心の余裕を もたらしめます

災害が起きると、避難所での生活や、ライフラインが止まった不自由な生活を余儀なくされることがあります。

そのような場合に備えて、避難時に持ち出す「非常持出品」、災害後の自宅や避難所での生活を支える「非常備蓄品」、外出先での被災に備えた「常時携行品」と「車載常備品」などの準備をしておきましょう。

- ・備蓄品は定期的に点検しましょう。特に、食品や飲料水の賞味期限、薬の有効期限、電池の使用推奨期限などをチェックし、期限が切れないように入れ替えをしておきましょう。
- ・冬季の寒さを想定した準備をしましょう。
- ・水道、電気、ガスなどのライフラインが止まった状態を想定して準備しましょう。
- ・地震による家屋の倒壊や、津波の襲来などの危険が迫っている場合は、警報や注意報が解除されるまでは、非常持出品であっても無理に持ち出さず、避難行動を優先させましょう。

■非常持出品(避難時に持ち出すもの)

- ・懐中電灯 ・ラジオ ・電池 ・カイロ ・救急道具
- ・貴重品(免許証、保険証、通帳と印鑑など) ・ろうそく、ライター
- ・ポリ袋 ・マスク(無い場合は鼻や口を覆うハンカチ等)
- ・アルコール消毒液(無い場合はウェットティッシュ等) ・体温計
- ・10円玉(公衆電話は災害時に優先的につながるので多めに)
- ・哺乳瓶 など

各対策品の例

■非常備蓄品(災害後の自宅や避難所での生活を支えるためのもの)

- ・食料品(米、パン、レトルト食品、缶詰、ビスケット、粉ミルクなど)
- ・飲料水 ・毛布 ・ポータブルストーブ ・ガスこんろ
- ・マスク ・ティッシュ ・予備ガスボンベ ・洗面用具
- ・トイレトペーパー ・ガムテープ ・灯油 など

■常時携行品(外出先での被災に備えて持ち歩くもの)

- ・懐中電灯 ・ラジオ ・ハザードマップ
- ・ホイッスル(閉じ込められた時などに場所を知らせます) など

■車載常備品(運転中の被災に備えて車に積んでおくもの)

- ・防寒着、毛布 ・雨具、長靴 ・スコップ ・手袋
- ・ブースターケーブル ・けん引ロープ ・スノーブラシ
- ・簡易トイレ など

災害はいつ起こるか分かりません。
以上のことに気を付け、備えておきましょう。

問合せ／防災・交通担当(内線2116・2117)



秋の輸送繁忙期の 交通安全運動

10月16日(金)から25日(日)までの10日間、秋の輸送繁忙期の交通安全運動を実施します。

交通ルールとマナーを守り、安心安全なまちを目指しましょう。

重点項目

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 子どもと高齢者の安全確保 | 4 シートベルトの全席着用 |
| 2 飲酒運転の根絶 | 5 居眠り運転の防止 |
| 3 スピードダウン | 6 自転車の安全利用 |
| | 7 安全意識の向上 |

問合せ／防災・交通担当(内線2116・2117)

11月5日は 津波防災の日

国では、防災対策についての理解と関心を深めるため、11月5日を「津波防災の日」と定めています。津波に対する日頃からの「備え」として、町ホームページやハザードマップ等で、町内の指定緊急避難場所や、その避難経路を確認しておきましょう。

町ホームページ
検索キーワード

べつかいの防災 🔍 検索

問合せ／防災・交通担当(内線2116・2117)

税務課から

軽自動車税の納め忘れはありませんか

令和2年度の軽自動車税については、6月末で納期が終了しています。いまだ一度納め忘れがないかご確認いただき「納付したか分からない」「納付書を紛失してしまった」「すぐに納付ができない」などの各種相談は下記担当までご連絡ください。

また、令和2年度の町道民税と固定資産税は、11月2日(月)の第3期納期限をもって本年度の納期が終了しますので、納期内納税にご協力をお願いします。

町税の納付は便利で安心な口座振替をお勧めします

本年度の 債権調査・差押件数

- 債権の調査 766件
 - 債権の差押 10件
- (令和2年8月末現在)

問合せ／収納対策担当
(内線1115・1116)

秋の火災予防運動

火災の発生しやすい季節を迎え、10月15日(休)から31日(土)まで、秋の火災予防運動を実施します。

この運動は、火災予防の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、悲惨な死傷事故や大切な財産の損失を防ぐことを目的としています。

皆さんのご協力をお願いします。

期間中の主な行事

- 消防車による町内巡回広報
- 消防団員による市街地一般住宅の防火点検
火災発生の未然防止を図るため、灯油タンクやガスボンベなどの設置状況の確認のために消防団員がお伺いします。新型コロナウイルス感染症予防のため非接触の形で実施しますので、ご理解のほどよろしくお願いします。
※管内において新型コロナウイルス感染者が発生した場合は中止します。

住宅防火いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対にやめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器等を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火が小さいうちに消火するために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問合せ／予防課予防係 TEL75-2200

消火器や火災警報器等の不正取引にご注意

毎年全国各地で、消火器や火災警報器等の不正取引情報が多数寄せられています。

事例として、「一般住宅に消火器の設置が義務付けられたから販売に来た」「消火器を取り替える時期ではないですか」「お宅の消火器が点検の年だ」

などと持ちかける例が報告されています。

「住宅用火災警報器の設置が義務付けられた」と家に上がりこみ、必要数以上に住宅用火災警報器を取り付けて高額請求する事例も報告されています。

■消火器、火災警報器等の不正取引を防ぐポイント

- 一般家庭に消火器の設置義務はありません。
- 消防本部や消防署では消火器等のあっせんは一切行なっていません。
- 住宅用火災警報器は平成23年6月1日から設置義務化されましたが、NSマーク、検定マークの付いているものが設置する機器の目安です。
- 設置義務のある場所は「寝室」です。これに加えて「2階に寝室がある場合は、階段の上端」と定められています。
- 台所、居間などには設置義務はなく、任意設置となります。

■少しでも不審に思った場合は

- 身分証明書等の提示を求める。 ● はっきりと購入や点検を拒否する。
- 料金をその場で支払ったりせず、契約書にはんこを押さない。
- その場で、消防署に問い合わせる。

■もし契約書にサインしてしまったら

- 警察等に相談しクーリングオフ制度等を利用する。
- 不適正な点検や高額請求をする点検業者が、居直ったり脅迫的な言動に出たときは、近くの警察署、消防署に通報してください。



問合せ／予防課予防係 TEL 75-2200